

大府市議会

議長 早川 高光 様

大府市議会建設産業委員会

委員長 鷹羽 琴美

報告書

～共生社会における公園のあり方について～

令和4年5月

大府市議会 建設産業委員会

1 はじめに

当委員会は、令和3年6月15日、本市における公園の現状及び課題を把握し、今後の市政運営に生かすため、所管事務調査として「共生社会における公園のあり方について」の調査を行うことに決定し、以降、閉会中を中心に調査を行ってきた。

このたび、調査研究の成果を取りまとめたので、その内容を以下のとおり報告する。

2 調査研究テーマの選定理由

コロナ禍において、3つの密（密閉・密集・密接）の回避が強く叫ばれたことにより、人々の意識が屋外空間へと向かっていった。その一環として、公園の役割が改めて見直され、注目度が高まっている。

また、近年は共生社会の形成が求められており、共生社会の実現に向けた様々な取組が推進されている。共生社会とは、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様なあり方を認め合える、一人一人を大切にできる社会であると考えている。

このような社会情勢の中、これまではバリアフリーやユニバーサルデザインに基づいた公園整備が進められてきたが、ここ数年で全国的に、更に一步進んだインクルーシブ公園が注目されてきている。インクルーシブ公園とは、公園を訪れる誰もが一緒に楽しく遊べる公園を指し、特に障がいのある子どももいない子どもも遊べる遊具を配置したものである。

本来、公園は誰もが利用できる場所でありながら、本市の現状として、全ての人たちが利用できる環境が整っていないのではないかという意見があり、本市の公園については、インクルーシブ公園を念頭に置きつつ、共生社会を踏まえた上で考える必要がある。

以上のことから、当委員会の調査研究テーマを「共生社会における公園のあり方について」とした。

3 調査研究の結果

(1) 現状と課題

①水緑公園課との勉強会

公園の状況（大府市内の公園・緑地）

- ・都市公園 57か所 84.8ha
- ・ちびっ子広場 71か所 3.1ha
- ・緑地 50か所 5.0ha
- ・緑道 17か所 19,991m
- ・その他（ポケットパーク等）

<参考>

大府市の市民一人当たりの都市公園などの面積 約10.42㎡/人
愛知県の県民一人当たりの都市公園などの面積 約7.84㎡/人
（愛知県は令和元年度末時点）

本市の公園は、「大府市ユニバーサルデザイン基本方針」や愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」等、バリアフリーやユニバーサルデザインの考えに基づいて整備されてきており、基本的には誰もが利用できるよう配慮されている。しかし、公園の規模によって施設や設備は異なり、市内全ての公園にその環境が整っているわけではない。

②市内の公園の現状視察

市内の主たる公園の現状視察をした際、高低差のある地形をうまく利用して遊び場を整備してある公園、かまどベンチやマンホールトイレのある公園、バスケットゴールがある公園等、特徴のある公園整備が進められていると感心した。

一方で、夏場の暑さ対策という視点で見ると、日陰で休めるベンチや東屋等は少ないと感じた。また、看板の表示内容が古くなっている等の不具合箇所も散見され、小まめな点検・修理の必要があるという意見が出た。



③情報交換会

公園の清掃等の管理を受託しており、利用者の姿も見ていることから、高齢者及び公園全体の視点からの意見を聴くため、シルバー人材センターとの情報交換会を行った。また、障がいのある当事者とその支援に携わってきた視点での意見を聴くため、発達支援センターおひさま及びみのりとの情報交換会を行った。

これらの情報交換会では、健康遊具や障がいのある子どもでも遊べる遊具、芝生やゴムチップ舗装を望む声もあったが、それ以上に東屋、木陰、ベンチ、十分なスペースを確保した多目的トイレや駐車場が欲しいという意見が多かった。

障がいのある子どもの保護者にとって、公園は気軽に出掛けてリラックスできる存在であってほしいと願っているのに対し、実際には、公園内の施設・設備の確認等の事前準備が必要なため、公園に行くこと自体へのハードルが高く、気軽にご利用できていないことがわかった。また、他の利用者の目が気になったり、迷惑になるのではないかという心配から利用時間をずらしているという現状を知った。

本来、公園とは「コミュニティの場」だと言える。共生社会における公園には、地域の人たちがお互いの存在を認識し合い、コミュニティの一員であることを実感できる場所としての役割が求められると考えるが、現状では、障がいのある人とない人が互いの存在を知る機会が少ないため、なおさら相互理解を図ることは難しいと感じた。

④DVD視聴会

共生社会にとってインクルーシブな考え方が必要とされる中で、インクルーシブ公園を念頭に置き、理解を深めるため、インクルーシブパークフォーラム2020「みんなの公園プロジェクト」の動画を視聴することとした。

主な内容は、障がいのある子どもと遊びについての課題や、インクルーシブな遊び場のポイントについて述べられており、「遊びは子どもの権利（※1）」であるため、障がいの有無にかかわらず、遊ぶことができる環境整備が必要であるというものであった。

| |
|---|
| ※1 1989年、国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」第31条第1項に記載されている権利のこと。1994年に日本も批准。 |
|---|

⑤東京都とのオンライン行政視察

先進事例の調査研究として、オンライン会議ソフト「Zoom」を使用して、東京都（世田谷区・都立砧公園）を視察した。砧公園内には、日本初のインクルーシブ公園「みんなのひろば」がある。だれもが遊べる児童遊具広場として、令和2年3月に整備された「みんなのひろば」には、車椅子やベビーカーに乗ったままでも利用できる複合遊具、幼児や体幹の弱い障がいのある子どもでも乗れるバケット型ブランコ等が整備されており、現在まで事故もなく順調に利用されている。

視察後の意見交換では、インクルーシブ遊具によって、保護者に障がいがある場合でも子どもと一緒に遊ぶ経験ができるというのは非常に大事である、という意見が出た。また、整備したはいいけれども利用されていない、というような状況とならないように、地域に住んでいる障がいのある人にもない人にも理解してもらえるような周知の取組が必要である、といった意見も出た。

(2) 今後、本市に求められること

市内関係各所との情報交換会を行い、その都度開催された意見交換会を経て、次第に共生社会に対する認識が絞り込まれ、最終的には、障がいのある子どもが遊べるインクルーシブ遊具に焦点が定まっていた。特に、発達支援センターおひさまのセンター長が述べた「公園とはコミュニティの一員であることを実感できる場所」という言葉には、委員一同が共感した。

また、東京都とのオンライン行政視察にて、都立公園とは規模感が異なる本市の公園整備について有効な手法を質問した際に言われた、「何か一つでもいいからユニバーサルデザインの観点が入ったインクルーシブ遊具を設置するのが得策である」という回答が、本市への提言を作成する上での指針となった。それまで、共生社会における公園のあり方を模索し、どうすれば実現できるのか、決して広くない本市の公園にインクルーシブ遊具を設置することが本当に正解なのか、少なからず迷いがあった私たちにとって、「それでいいんだよ」と背中を押された瞬間であった。

これからの本市においては、それぞれの地域に根差した、よりインクルーシブで魅力的な公園づくりが求められる。

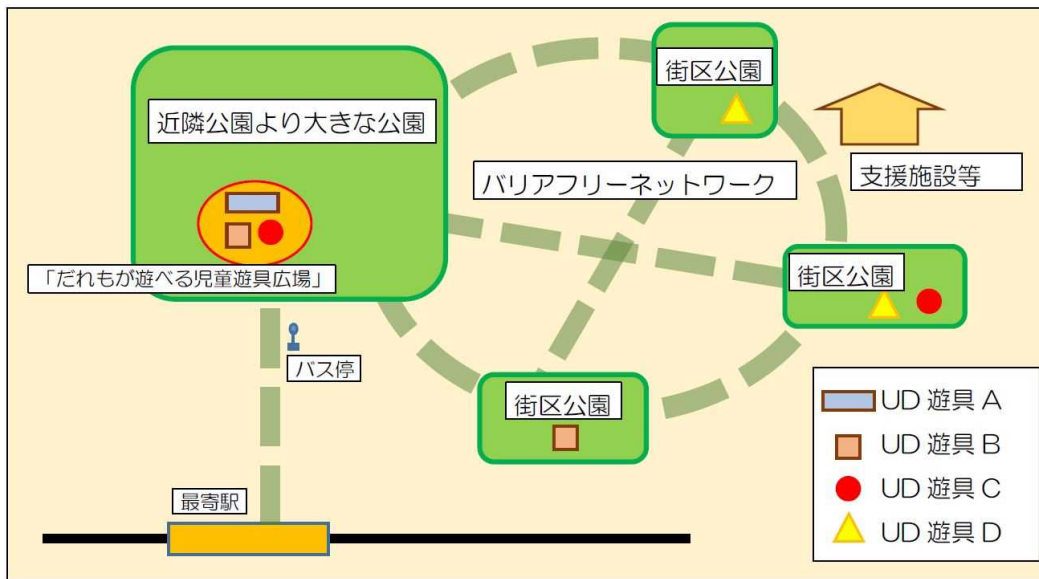
以上、本市における現状と課題を踏まえ、共生社会における公園のあり方について調査研究し、委員同士で協議した結果、重要な点を以下のとおり提言する。

①障がいのある子どももない子どもも遊べる公園整備

「令和3年度版おおぶの統計」によると、令和3年4月1日現在の本市の知的障がい者名簿登録数は合計714人（うち18歳未満の総数は254人）となっている。また、身体障害者手帳交付台帳登録数は、合計2,365人（うち18歳未満は72人）、同じく、精神障害者保健福祉手帳交付台帳登録数は、合計839人（うち18歳未満は36人）であることが確認できた。よって、本市においても、インクルーシブ公園の必要性は十分にあると考えられる。

インクルーシブ公園を新規で整備することは難しいと思われるため、まずは、既設公園に一つでもいいのでインクルーシブ遊具を設置してみることが重要と考える。次に、他の公園を改修する際は、それぞれの公園に特色を持たせ、機能補完とバリアフリーネットワークの強化を目指した整備を行うべきである。





注：「UD」はユニバーサルデザインの略

図 1：東京都建設局公園緑地部公園建設課作成「だれもが遊べる児童遊具広場」整備ガイドラインP. 10

図Ⅱ-2-2 既設複数公園での整備における各公園での機能補完の考え方の例

また、改修整備の際には、全ての遊具をインクルーシブ遊具にするのではなく、既存遊具と混在して整備することにより、障がいのある子どもとない子どもが同じ空間で遊べるように配慮する。

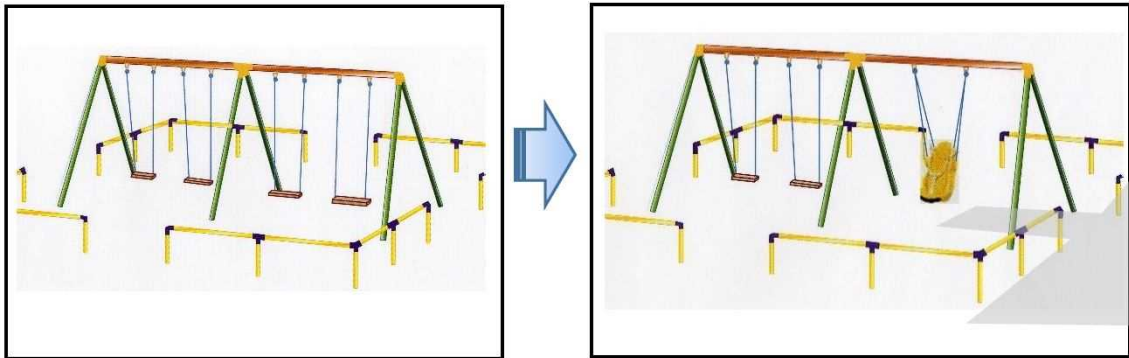


図 2：東京都建設局公園緑地部公園建設課作成「だれもが遊べる児童遊具広場」整備ガイドラインP. 10

図Ⅱ-2-1 ブランコのシートを改修する事例（ケース 3 の改修例）

公園整備の際には、「ユニバーサルデザインの遊び場の5原則」(※2)を意識する必要がある。また、ワークショップを行う際にも、地域住民だけでなく、障がいのある当事者又は支援者団体等、様々な意見が反映できるようにする必要がある。

そして、整備後は定期的にモニタリング調査を行い、ニーズの把握に努め、継続的に適切な改善をしていくことが求められる。

※2 みーんなの公園プロジェクト編著「すべての子どもに遊びをーユニバーサルデザインによる公園の遊び場づくりガイド」に記載されている五つの原則のこと。あらゆる子どもが遊びを通してのびのびと成長し、多様性への理解を深め、地域や社会とのつながりを広げていけるよう、ユニバーサルデザインの遊び場づくりを支える柱として下記の5原則を提案している。

- ①アクセシビリティ 公平にアクセスでき、最大限に自立して遊びに参加できるよう、物理的環境を整える。
- ②選択肢 好きな遊びを見つけ、様々な力を伸ばせるよう、多彩な遊び要素とチャレンジの機会を提供する。
- ③インクルージョン 対等に遊びに参加し関わることで相互理解が深まるよう、インクルーシブな環境をつくる。
- ④安心・安全 重大な危険にさらされることなくのびのびと遊べるよう、細やかな配慮と工夫を凝らす。
- ⑤楽しさ ワクワクしながら自らの世界を大きく広げられるよう、遊びの価値の高い環境を目指す。



②共生社会に対する市民意識の醸成

障がいのある子どもや保護者においては、他の利用者に迷惑を掛けるのではないといった配慮が優先され、公園利用の機会が減っている。その結果、地域社会との関わりが少なくなり、障がいのある人への理解不足を招いている。

インクルーシブな遊び場が、現状では、まだあまり認知されていないため、既存公園に、何か一つでもインクルーシブ遊具が設置されることで、障がいのある子どもや保護者が公園を利用する機会を増やし、地域には様々な人がいることを市民が認識するきっかけとしたい。

また、地域社会における相互理解の促進、ひいては共生社会に対する意識の醸成が図られるよう、障がいのある子どもとない子どもの橋渡し役を置いて、交流できるきっかけづくりのイベント等を公園で開催すべきと考える。

③利用者目線に立った細やかな情報提供

障がいのある子どもを持つ保護者から、公園利用に必要な情報が少ないという意見があった。例えば、公園を利用する際、事前に知りたいのは、多目的トイレの詳細（広さ、子ども用便座の有無、おむつ交換台の大きさ等）や、駐車場からの距離やアクセス、東屋の形状などである。

現在、大府市公式ウェブサイト「おおぶマップ」にて、公園情報が提供されているが、詳細な施設・設備の画像の掲載など、利用者の目線に立った細やかな情報提供が求められる。

5 おわりに

提言に至るまでの委員同士の議論においては、P a r k - P F I (※3) やネーミングライツ等、民間活力を活用した持続可能な稼げる公園についても述べられた。また、最近の子どもたちは、体力が減少し、外で遊ぶ経験も少なくなっているため、それを補うことができるプレーパーク (※4) のような公園を整備して、子どもたちに様々な体験をさせ、遊具の譲り合いや、けがをする等、困ったときにはお互い助け合える人間関係を構築する機会の創出も必要ではないかといった意見も出た。さらには、防災の観点から公園整備を考える重要性についても発言があった。

公園のあり方については様々な議論があるが、東京都とのオンライン行政視察の際に述べられた「インクルーシブという言葉が独り歩きをして、一過性の流行となることなく、継続的に進めてほしい」という言葉を肝に銘じつつ、共生社会にふさわしい公園整備を継続的に推進していただきたい。

共生社会とは何か、障がいの有無や多様性について等、議論されること自体が、そもそもまだ共生社会に至っていないことの表れだと感じている。本市において、真の共生社会が形成されることを切に願っている。

最後に、当委員会の調査研究活動に御協力いただいた全ての方々に心より深く感謝を申し上げ、本報告書の結びとする。

※3 平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「P a r k - P F I」と呼称されている。

※4 既存のブランコ、シーソー、鉄棒などがあるような遊び場と違い、一見無秩序のように見えて、子どもたちが想像力で工夫して、遊びを作り出すことのできる遊び場のこと。子どもたちが、安全に、しかし、あらかじめ整備された設備や遊びのプランの選択肢に縛られることなく、自由に変更や改変を加えて、自分たちのアイデアとスタイルで楽しみ、発見や創造する喜びを味わうことができる。

調査研究の経過

- (1) 令和3年6月15日（火） 建設産業委員会
 - ・ 所管事務調査事項の決定
- (2) 令和3年7月9日（金） 建設産業委員会市内視察（委員派遣）
 - ・ 市内公園の視察の実施（委員6名全員）
- (3) 令和3年7月14日（水） 建設産業委員勉強会（委員派遣）及び意見交換会
 - ・ 水と緑の部水緑公園課職員を講師とした勉強会の実施（委員6名全員）
 - ・ 建設産業委員勉強会後の委員間討議
- (4) 令和3年8月3日（火） 建設産業委員情報交換会（委員派遣）
及び意見交換会
 - ・ 大府市シルバー人材センターとの意見交換の実施（委員6名全員）
 - ・ 建設産業委員情報交換会後の委員間討議
- (5) 令和3年8月6日（金） 建設産業委員意見交換会
 - ・ 「みーんなの公園プロジェクト」動画視聴及び委員間討議
- (6) 令和3年10月11日（月） 建設産業委員情報交換会（委員派遣）
及び意見交換会
 - ・ 大府市発達支援センターおひさまとの意見交換の実施（委員6名全員）
 - ・ 建設産業委員情報交換会後の委員間討議
- (7) 令和3年10月14日（木） 建設産業委員情報交換会（委員派遣）
及び意見交換会
 - ・ 大府市発達支援センターみのりとの意見交換の実施（委員6名全員）
 - ・ 建設産業委員情報交換会後の委員間討議
- (8) 令和3年11月4日（木） 建設産業委員意見交換会
 - ・ テーマ活動全体会議及び報告書に向けた協議
- (9) 令和3年11月18日（木） 建設産業委員会市内視察（委員派遣）
及び意見交換会
 - ・ 市内公園の視察の実施（委員6名全員）
 - ・ テーマ活動全体会議及び報告書に向けた協議

- (10) 令和3年11月22日（月） テーマ活動全体会議
 - ・ テーマ活動に関する中間報告

- (11) 令和3年12月10日（金） 建設産業委員意見交換会
 - ・ テーマ活動全体会議後の委員間討議
 - ・ 報告書の内容の協議

- (12) 令和4年1月18日（火） 建設産業委員会オンライン視察（委員派遣）
及び意見交換会
 - ・ 東京都とのオンライン視察の実施（委員6名全員）
 - ・ 建設産業委員会オンライン視察後の委員間討議

- (13) 令和4年1月31日（月） 建設産業委員意見交換会
 - ・ 報告書の内容の協議

- (14) 令和4年2月9日（水） 建設産業委員意見交換会
 - ・ 報告書の内容の協議

- (15) 令和4年2月28日（月） 建設産業委員意見交換会
 - ・ 報告書の内容の協議

- (16) 令和4年3月23日（水） 建設産業委員意見交換会
 - ・ 報告書の内容の協議

- (17) 令和4年4月15日（金） 建設産業委員会
 - ・ 報告書の内容及び本会議での報告の決定

建設産業委員会委員名簿

(令和3年5月13日～令和4年5月13日)

| 役職名 | 氏名 | 所属会派 |
|------|-------|--------|
| 委員長 | 鷹羽 琴美 | 自民クラブ |
| 副委員長 | 野北 孝治 | 市民クラブ |
| 委員 | 久永 和枝 | 日本共産党 |
| 委員 | 太田 和利 | 自民クラブ |
| 委員 | 加古 守 | 自民クラブ |
| 委員 | 鷹羽登久子 | 無所属クラブ |

(備考)

正副委員長のほかは、議席番号順